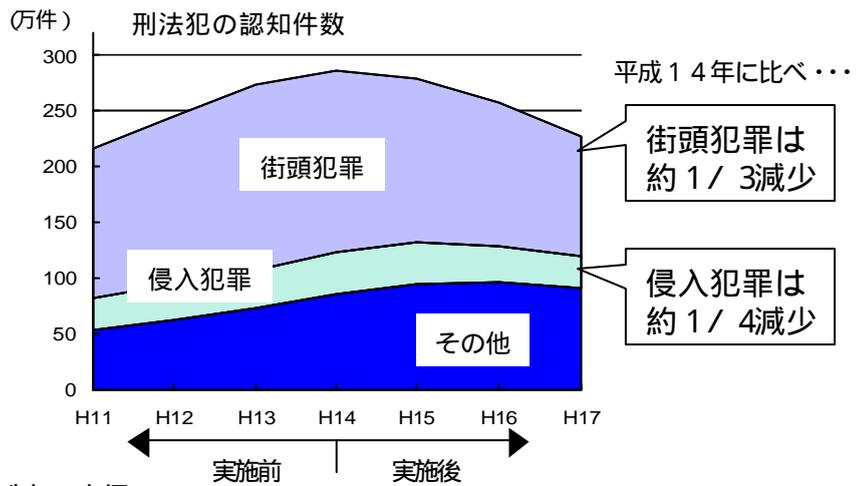


# 総合評価書 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進」の要旨

評価の対象	街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策
評価の期間	平成15年～17年
施策の目的	街頭犯罪・侵入犯罪の増勢に歯止めを掛け、発生を抑止する
評価の視点	全国的統計のみならず、都道府県警察で実施された効果的な施策事例等様々な角度から効果の発現状況を検証する。

総論 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進

街頭犯罪・侵入犯罪は減少に転じた。更なる検証と都道府県警察への支援等が課題。



- 第1 街頭犯罪を強化するための執行体制の確保
  - 運用の見直し、増配置、体制強化が図られた。
  - 犯罪多発時間帯の執行力強化、交番勤務員の増配置等の体制強化が課題。
- 第2 街頭犯罪・侵入犯罪の検挙活動の強化
  - 地域警察官・本部執行隊等による検挙が増加。
  - 組織的かつ機動的な検挙活動の推進、捜査力の充実強化等が課題。
- 第3 非行集団に対する取締りの強化、解体補導及び立直り対策の推進強化
  - 暴走族構成員数の減少、立直り支援活動やボランティア活動などが活性化。
  - 暴走族取締りの推進、関係機関等と連携した非行集団への加入阻止等が課題。
- 第4 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の取締りの推進
  - 検挙件数・人員ともに増加。
  - 事案の内容に応じた適切な指導取締りの推進が課題。
- 第5 犯罪類型に応じた防犯対策の推進
  - 多くの類型で認知件数が減少。事業者、消費者、地域社会の取組みも活発化。
  - スーパー、コンビニ、タクシーの自主防犯対策、中古車市場や駐車場対策が課題。

所期の目的は相当程度に達成。ただし体感治安の改善には至っていない。国民は対策の継続を望んでいる。今後は、3年間の経験を踏まえた諸対策の発展を図りつつ、様々な視点から新しい課題に取り組むことが必要。